

## 基礎研究医養成活性化プログラム/病理アカデミックレジデントコース

このプログラムは基礎研究医養成活性化の教育コースの一環として開講するものである（日本の医師免許を有する者を対象としている）。履修者は、所属する学位プログラムの必修科目と本プログラムで定める科目を履修する事とする。なお、本プログラム履修者は基礎研究医養成活性化に関わるe-learningを自由に聴講することができる。このプログラムは、本学独自のプログラムであり、プログラム修了者には『基礎研究医養成活性化プログラム修了認定書』を交付する。

### [履修方法・修了要件]

分野/コース/領域等		基礎研究医養成活性化プログラム/病理アカデミックレジデントコース	
科目区分	科目群	条件または科目名	修得単位数
医学関連科目	基礎科目	必修「医学研究概論」	1
		必修「医学セミナー」	3
		必修「医学特殊研究」	2
		必修「医学特別演習」	5
		選択	
	専門科目	必修「統合医学研究特論」	2
		選択	
	専門科目(病理専門医資格を担保した基礎研究医養成)	必修「病理学・法医学概論」(1単位)	1
		必修「先端医学概論I」(1単位)	1
		必修「先端医学概論II」(1単位)	1
		(必修)「病理診断学実習I」(1単位)	(1)
		(必修)「病理診断学実習II」(1単位)	(1)
		修了単位数	30

(\*1) 13～

### 【修了要件】

- ① 審査制度の確立している学術雑誌に英文の原著論文1編以上を筆頭著者として出版すること<sup>\*1</sup>。
- ② 本プログラムの定める必修科目及び選択科目を合わせて30単位以上を修得すること<sup>\*2</sup>。
- ③ 中間評価に合格すること<sup>\*3</sup>。
- ④ 学位審査に合格すること。
- ⑤ 4年以上在学すること。ただし、特に優れた研究業績を上げた者は3年以上在学すれば足りるものとする。

\*1 症例報告あるいは短い書簡形式報告等は、原則として学位審査資格要件論文とは認められない。学位審査までにacceptされ、印刷中になっていること。博士課程入学前に出版されたものは不可。

\*2 標準的には2年次終了時までに修得し終えること。

\*3 標準的には3年次前半に施行する。例外的には②を達成後の3年次後半などに施行する場合もある。

### 【履修方法】

標準的には、2年次終了時まで上表の必修科目及び選択科目を合わせて30単位以上を修得すること。ただし50単位を超えないこと。「病理診断学実習I」「病理診断学実習II」はいずれかを必修、他方を選択とする。

(\*1) 本プログラムの専門科目、医学学位プログラムの専門科目、又は関東がん専門医療人養成プログラムの科目などから、13単位以上を履修すること。なお、学術院共通専門基盤科目、大学院共通科目から3単位を上限として修了要件に含めることができる。また、自治医科大学あるいは獨協医科大学の基礎研究医養成活性化プログラムにおいて開講され、特別聴講生として履修しうる科目を10単位を上限に修了要件に含めることができる。

### 【その他】

本プログラムを履修する際には所定の手続きを行い、履修を許可された者のみとする。

また、履修を希望する際には必ず事前に担当教員の承諾を得ること。

※所定の手続きとは、TWINSでの履修申請に加え、大学院教務へ病理アカデミックレジデントコース履修申請書を提出する事である。（病理アカデミックレジデントコース専用eラーニング聴講ID、パスワード発行のため）

## 基礎研究医養成活性化プログラム/社会人大学院病理コース

このプログラムは基礎研究医養成活性化の教育コースの一環として開講するものである（日本の医師免許を有する者を対象としている）。履修者は、所属する学位プログラムの必修科目と本プログラムで定める科目を履修する事とする。なお、本プログラム履修者は基礎研究医養成活性化に関するe-learningを自由に聴講することができる。このプログラムは、本学独自のプログラムであり、プログラム修了者には『基礎研究医養成活性化プログラム修了認定書』を交付する。

### [履修方法・修了要件]

分野/コース/領域等		基礎研究医養成活性化プログラム/社会人大学院病理コース	
科目区分	科目群	条件または科目名	修得単位数
医学関連科目	基礎科目	必修「医学研究概論」	1
		必修「医学セミナー」	3
		必修「医学特殊研究」	2
		必修「医学特別演習」	5
		選択	
	専門科目	必修「統合医学研究特論」	2
		選択	
	専門科目(病理専門医資格を担保した基礎研究医養成)	必修「病理学・法医学概論」	1
		必修「先端医学概論I」	1
		必修「先端医学概論II」	1
		(必修)「病理診断学実習I」	(1)
		(必修)「病理診断学実習II」	(1)
修了単位数			30

(\*1) 13～

### 【修了要件】

- ① 審査制度の確立している学術雑誌に英文の原著論文1編以上を筆頭著者として出版すること<sup>\*1</sup>。
- ② 本プログラムの定める必修科目及び選択科目を合わせて30単位以上を修得すること<sup>\*2</sup>。
- ③ 中間評価に合格すること<sup>\*3</sup>。
- ④ 学位審査に合格すること。
- ⑤ 4年以上在学すること。ただし、特に優れた研究業績を上げた者は3年以上在学すれば足りるものとする。

\*1 症例報告あるいは短い書簡形式報告等は、原則として学位審査資格要件論文とは認められない。学位審査までにacceptされ、印刷中になっていること。博士課程入学前に出版されたものは不可。

\*2 標準的には2年次終了時までに修得し終えること。

\*3 標準的には3年次前半に施行する。例外的には②を達成後の3年次後半などに施行する場合もある。

### 【履修方法】

標準的には、2年次終了時までに上表の必修科目及び選択科目を合わせて30単位以上修得すること。ただし50単位を超えないこと。「病理診断学実習I」「病理診断学実習II」はいずれかを必修、他方を選択とする。

(\*1) 本プログラムの専門科目、医学学位プログラム専門科目、又は関東がん専門医療人養成プログラムの科目などから、13単位以上を履修すること。なお、学術院共通専門基盤科目、大学院共通科目から3単位を上限として修了要件に含めることができる。また、自治医科大学あるいは独協医科大学の基礎研究医養成活性化プログラムにおいて開講され、特別聴講生として履修しうる科目を10単位を上限に修了要件に含めることができる。

### 【その他】

本プログラムを履修する際には所定の手続きを行い、履修を許可された者のみとする。

また、履修を希望する際には必ず事前に担当教員に承諾を得ること。

※所定の手続きとは、TWINSでの履修申請に加え、大学院教務へ社会人大学院病理コース履修申請書を提出する事である。（社会人大学院病理コース専用eラーニング聴講ID、パスワード発行のため）